平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号

特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第八条第三項及び第四項、第九条第五項、第十一条第原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行に伴い、並びに原子力災害対策 者が通報すべき事象等に関する省令を次のように定める。 項第一号、第二号及び第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理 十二年政令第百九十五号)第四条第三項並びに第四項第二号、第三号及び第五号並びに第六条第四 項、第五項及び第七項並びに第十三条の二第一項並びに原子力災害対策特別措置法施行令(平成 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則 2

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。

加工事業者 原子力災害対策特別措置法 (以下「法」という。) 第二条第三号イに掲げる者

原子炉設置者 法第二条第三号ロ及びハに掲げる者をいう。

をいう。

貯蔵事業者 法第二条第三号ニに掲げる者をいう。

法第二条第三号ホに掲げる者をいう。

使用者 法第二条第三号トに掲げる者をいう。 廃棄事業者 法第二条第三号へに掲げる者をいう。

燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第百二十二号)第八十五条第四号及び核 第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関す (昭和四十六年総理府令第十号)第十六条第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する四十一年総理府令第三十七号)第七条の八第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則 理府令第八十四号)第二条の十一の十二第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和年総理府令第八十三号)第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総 よつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号) 規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質に する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)第三十五条第四号、研究開発段階発電用原子 一十年経済産業省令第二十三号)第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度をい 空気中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十一 (昭和六十三年総理府令第四十七号)第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関

第十九条第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関す 号、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の十二第七号、核燃料物質の加工の事業に 制委員会が定める濃度限度をいう。 質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原子力規 段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十五条第七号及び核燃料物質又は核燃料物 る規則第三十三条第六号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究開発 号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 関する規則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十条第七 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七

原子力規制委員会規則第六号)第三十八条第一項、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準 に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第七号)第三十四条第一項(第五十二条、第五 項に規定する原子炉制御室をいう。 属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号)第三十七条第 九条及び第七十条において準用する場合を含む。)及び研究開発段階発電用原子炉及びその 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年

- 七条第四項に規定する装置が施設された室をいう。 -八条第四項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十 原子炉制御室外操作盤室 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三
- 二十三条第一項に規定する制御室をいう。 再処理施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第九号) 第
- による。 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、 法において使用する用語の例

(原子力防災要員)

に遂行するために必要な二名以上の者を置かなければならない。 第二条 法第八条第三項の原子力防災要員は、次に掲げる事項に関する業務ごとに当該業務を的

閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内下「特定事象」という。)が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内原子力災害対策特別措置法施行令(以下「令」という。)第四条第四項各号に掲げる事象(以 の連絡調整 閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者と

対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急

特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報

原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握

原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施

六五四三 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧

被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 放射性物質による汚染の除去

原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送

原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導

2 る業務を行えるものでなければならない 前項の規定に基づく原子力防災要員の配置は、原子力災害が発生した場合に直ちに同項に掲げ

3 一の届出書によってしなければならない。これを変更したときも同様とする。 法第八条第四項の規定による届出は、原子力防災要員を置いた日から七日以内に、 別記様式第

(原子力防災管理者等の選解任届)

第三条 法第九条第五項の規定による届出は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又 は解任した日から七日以内に、別記様式第二の届出書によってしなければならない。 (検出されなかったものとみなす場合)

第三条の二 令第四条第二項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める りの数値に換算して得た数値が、同条第一項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原 測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合(同項の一時間当た 子力規制委員会に報告する場合に限る。)とする。

2 二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。)第六十四条の二第一項の規定により特定原子 めるところにより検出された放射線量から最近三か月間における同条第二項又は第三項の定めるあっては、令第四条第二項の原子力規制委員会規則で定める場合は、同条第二項又は第三項の定 示された原子炉施設(以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。)に ところにより検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が、同条第一項の放射線量を下回 力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公 前項に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十

第四条 が検出されないことが明らかとなるまでの間、 が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力令第四条第三項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除

こととされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、 産業省令第四号。以下「防災業務計画等命令」という。)第四条第一項の規定により備え付ける 事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成二十四年文部科学省・経済 (通報すべき事象) 時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 |放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係 数を乗じて得た値

物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次第五条(令第四条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性 ついてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、

検出に

|の放射性物質である|風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点 |かで、かつ、一種類|筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出 |性物質の種類が明ら|っては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気|継続して検出する| 検出された放射/イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあ/イの値を十分間以上

の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値

当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づ施設の通常の運転状あっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、炉の運転等のための口が射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に口の値を累積(原子 < 係数を乗じて得た値 を除く。)して検出 |質の放出による累積 態における放射性物 加 0)

じた水中濃度限度に五十を乗じて得た値 水中の放射性物質にあっては、 放射性物質の種類に応への値を十分間以上

継続して検出する

すること。

以上の放射性物質がする割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 |かで、かつ、二種類|物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対 |性物質の種類が明ら||っては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性継続して検出する| 検出された放射イ あっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放炉の運転等のための 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあ|イの値を十分間以上 |口の値を累積(原子

射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた施設の通常の運転状

の放射能の値

ある場合

規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなと。 濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの|継続して検出するこ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の |ハの値を十分間以上 を除く。)して検出 すること。

廃

かでない場合 性物質の種類が明ら 検出された放射 の放出風量で除して得た値のうち、 っては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないこ|継続して検出するこ を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たり とが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。) |と。 それらの放射性物質の濃度 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあ|イの値を十分間以上 最も低いものに、当該

> を除く。) して検出点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値 質の放出による累積のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地態における放射性物ことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)施設の通常の運転状あっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていない炉の運転等のための 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に 炉の運転等のため、口の値を累積(原 (原子

中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類継続して検出するこ に係るものを除く。)のうち、最も低いものに五十を乗じ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水 ハの値を十分間以上 すること。

る値を、一回の海洋放出中に検出することとする。 し、水中の放射性物質については当該放射性物質による実効線量が五十マイクロシーベルトとな 検出は、再処理事業者にあっては、空気中の放射性物質については前項の規定によるものと 令第四条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質

第六条 令第四条第四項第三号に規定する区域は、 次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応

工|核燃料物質の加工の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域 それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

置者 原 <u>設</u>同じ。)の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規 子|実用発電用原子炉(規制法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。 第二条第二項第四号に、核原料物質、 |外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、 |和三十二年政令第三百二十四号)第一条各号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあ ては研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、それ以 項第四号に規定する管理区域 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭)のては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 運転等に関する規則第一条の二第

事 貯 蔵使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第一条第1 二項第二号に規定する管理区域

値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質態における放射性物 質の放出による累積 理 事号に規定する管理区域 処使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和四十六年総理府令第十号) 第一条第二項第:

業者にあっては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に **棄**規制法第五十一条の二第一項第一号の規定に基づく第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた 号に規定する管理区域 |条の二第一項第三号の規定に基づく廃棄物管理の事業の許可を受けた者にあっては核燃料 |れた物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第一条の二第二項第八号に、規制法第五十 種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者にあっては核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ |関する規則第二条第二項第三号に、規制法第五十一条の二第一項第二号の規定に基づく第| 質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第一条第二項第二

<u>用</u>核燃料物質の使用等に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域

者 使

- 2 について、次に掲げる放射能水準とする。 令第四条第四項第三号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度
- の種類に応じた空気中濃度限度に五十を乗じて得た値 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、 放射性物質
- れた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 ては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得ら 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっ 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中
- に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、 いものに五十を乗じて得た値 最も低
- るものとする。 令第四条第四項第三号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによ
- 第三号イの放射線量の水準を十分間以上継続して検出すること。 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 令 第四 条 第 四 項
- 基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 前項の規定に
- 前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみな の水準又は第二項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、 難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第四条第四項第三号イの放射線量 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困
- 第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの

のものに限り、東京電力株式会

沸騰水型軽水炉(実用発電用

社福島第一原子力発電所原子炉

- が直ちにできないこと。 要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合にお る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下 へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水 |非常用炉心冷却装置等」という。) のうち当該原子炉 非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必
- ち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちが喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のう 留熱を直ちに除去できないこと。 装置及びこれと同等の機能を有する設備(以下「残留 熱除去系装置等」という。)により当該原子炉から残 熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る にできないこと。 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から

器内に照射済燃料集合体が存在

しない場合を除く。)

条の三の六第一項第四号の基準 設(当該施設が規制法第四十三 係る原子炉の運転等のための施 三号炉及び四号炉を除く。)に 施設のうち、一号炉、二号炉、

2

原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能

に適合しない場合又は原子炉

- 5 直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分 かつ、その状態が三十分間以上継続すること。 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停 非常用直流母線が一となった場合において、当該
- 間以上継続すること。 る。)が作動する水位まで低下した場合において、 心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限 ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉

済燃料集合体が存在しない場合 い場合又は原子炉容器内に照射 第一項第四号の基準に適合しな 設が規制法第四十三条の三の六 の運転等のための施設(当該施 のものに限る。)に係る原子炉 加圧水型軽水炉(実用発電用

- (7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、 (8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境 場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこ は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある
- (9) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事 状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉 と、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発 する警報装置の機能の一部が喪失すること。 が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じるこ
- 業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全て の機能が喪失すること。
- 統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能 二条第二項第八号に規定する安全上重要な構築物、 一部が喪失すること。
- される上昇率を超えること。 定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が
- (12) 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の 止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用す 損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防
- (13) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子 却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子があること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷 炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被 炉格納容器の障壁が喪失すること。 覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれ
- るおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事 施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又 を開始する必要がある事象が発生すること。 態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施 は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出され その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉
- (1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必 (2) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機 ののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 が喪失すること る設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するも 要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合にお て、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有す
- 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停
- かつ、その状態が三十分間以上継続すること。

属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附し、かつ、その状態が三十分間以上(原子炉施設に設

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止

(3) 全てり非常用泛流母泉がつり電気の共合が亭上	オイ
炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 常る防ਤする機能が喪失した場合において「当該原子」	ぶ字E)ない場合と余い。)子炉容器内に照射済燃料集合体
(2) 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から	炉の運転等のための施
	原子炉に限る。)に係
傑能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生す	五項に規定する
子炉の運転中に原子炉冷	トリウ
開始する必要がある事象が発生するこ	
の準備及び防護措置の一部	
丁力事業所周辺において、	
へ放出され、又は放出	
に影響を及ぼすおそれがあること等放射性	
他原子炉施設以外に起因する事象が原	
納容器の障壁が喪失する	
の障壁が	
ること、	
の障壁及	
炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被	
燃	
-firit	
(11) 炉心の損傷が発生していない場合において、原	
昇率を超えること。	
定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定	
原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率	
喪失すること。	
(9) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部	
か喪失すること。	
所内と原子力事業所外との通信のための設備の	
ナ力事業所内の通信のた	
警報装置の機能の一部が喪失するこ	
る装置若しくは原子炉施設	
において、原子炉制御室に設置する原子	
は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常	
悪化することにより原子炉の制御に支障が生じる	
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の	
おいて ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
こおって、当亥守蔵層の水立を則定できなっ言見力権の方任に無措を示していました。	
当該貯蔵槽の水位を維恃できていないおそれがあーーイリネ炸制具が木でえば、糸井・ギャレー	
(6) 吏刊斉然阧拧箴曹の水立を谁寺できなハこと、又 ~	
と 月ゴ	
「京子戸り亭上中こ台亥京子戸 ひう桟留炊を余長以上継続すること。	
流母線に電気を供給する電源が一となる状	
非常用直流母線が一となった場合において、	

適合しない場合には、五分間以上)継続すること。 第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施 成二十五年原子力規制委員会規則第九号)第五十八条 設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に

- 直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分(4) 非常用直流母線が一となった場合において、当該 間以上継続すること。
- 能が喪失すること。 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機
- (6) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、 場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこ は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある
- (8) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事 業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全て を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常 生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉 と、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発 が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じるこ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境
- (9) 火災又は溢水が発生し、 の機能が喪失すること。 が喪失すること。 安全機器等の機能の一部
- (10) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が される上昇率を超えること。 定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定
- 炉格納容器の障壁が喪失すること。 却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子 覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれ があること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷 炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子
- (12) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉 施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又 を開始する必要がある事象が発生すること。 態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施 るおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事 は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出され
- の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生するこ 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備
- 2 熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子 炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から

る原子炉の運転等のための施設 に規定するものを除く。)に係 合体が存在しない場合を除く。 (原子炉容器内に照射済燃料集 ナトリウム冷却型高速炉(ハ

一号炉、二号炉、三号炉及び四ト 東京電力株式会社福島第一原 しない施設以外のもの しない施設以外のもの とった 東京電力株式会社福島第一原 でいた できない かっぱい かんしゅう アード・ファイン アー・ファイン アード・ファイン アー・ファイン アード・ファイン アード・ファイン アー・ファイン アー・ファイン アード・ファイン アー・ファイン アー・ファイン アー・ファイン アー・ファイン アー・ファイン アー・ファイン アー・ファイン アー・ファイン アール アー・ファイン ア	力規制委員会たり、であれば、大きのでは、まないでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、たらいでは、大きのでは、たらいでは、たらいは、まないがは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まない	へ 実用発電用原子炉(東京電力へ 実用発電用原子炉(東京電方)に係る原子炉の運転等のための施設(規制法第四十三条のが、三号炉及び四号炉を除くまり、三号炉、三号炉及び四号炉を除くまり、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、東京電力の大第一項第四号の基準に適	ホ 試験研究用原子炉(ニに規定ホ 試験研究用原子炉施設」という。)	
	開始する必要がある事象が発生すること。	(情えた防護措置の準を 使用済燃料貯蔵槽 を は がら上方ニメートル に 影響を 及ぼすおそ に 影響を 及ぼすおそれがあり、原子力事業所 で がら上方ニメートル	(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉 原子炉を治却する全ての機能が喪失すること。 製に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は 放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出される 放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出される 放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出される はそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態 に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に構えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に構えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に開えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を に関する必要がある事象が発生すること。	(3) 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供(3) 原子炉の運転中に全ての交流母線がらの電気の供(4) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。 (5) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が更失すること。 (6) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が要失すること。 (7) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおりに備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
理施設」という。) 理施設」という。)				チ 使用済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 対済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉にのみ照るものにあっては、規制法第四るものにあっては、規制法第四であって、演列であって、対験研究用原子炉に係る原子がの運転等のためであって、対験研究用原子炉に係る原子がの運転等のためであって、対験研究用原子炉の運転等のためであって、対験研究用原子炉の運転等のたを施設以外のものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの
(1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の原の機能が喪失すること。	(7) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施の、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力事業所別でおいて、緊急事態設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は	(6) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部で、 (5) 原子力事業所外との通信のための設備の全て 業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全て の機能が喪失すること。	直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分	(2) 非常用直流母線が一となった場合において、当該し、かつ、その状態が三十分間以上(原子炉施設に設し、かつ、その状態が三十分間以上(原子炉施設に関する規則第七十二条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第七十二条第一項及び研究開発段階発電用関する規則第七十二条第一項及び研究開発段階発電用関子が及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第七十二条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第五十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上、計算があること。

- 部が喪失すること。 火災、爆発又は溢水が発生し、 安全機器等の機能
- 5 セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあるこ
- (6) 再処理施設の内部において、 達すること。 核燃料物質が臨界に
- (7) その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施 おそれがあり、原子力事業所周辺において、 放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出される 設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を 緊急事態 2

除く。) (イからリまでに掲げるもの 原子炉の運転等のための施設

炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがある原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子 護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生 辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防 され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周 こと等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出 開始する必要がある事象が発生すること。

原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。) におい すること。

(放射線測定設備の基準) その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。て、燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態で、 の検出は、再処理事業者にあっては、空気中の放射性物質については前項の規定によるものと

第八条 法第十一条第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。 基準を満たす放射線測定設備をもって代えることができる。 の表ホ及びヌに掲げる施設(同表ヌに掲げる施設にあっては、原子炉に係るものを除く。)が と。ただし、原子力事業所内に設置する一式の放射線測定設備は、原子力事業所(前条第一号 !置されているものに限る。) の隣地その他の近隣の場所にある次号から第四号までに掲げる 放射線測定設備は、原子力事業所ごとに当該原子力事業所内に二式以上設置されているこ 3

放射線測定設備の付近に存在していないこと。 - ガンマ線について単位線量当量率(設定した単位時間の放射線量(吸収線量によって検出放射線測定設備の性能は、次に掲げるところによること。 当該放射線測定設備による放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある障害物が当該

する場合にあっては一を乗じて得た数値)を一時間当たりの数値に換算したものをいう。)

を継続的に測定できるものであること。 検出された数値があらかじめ設定した値以上である場合において、確実に警報を発するこ

とができるものであること。 測定した数値が正確に検出され、当該数値が確実に記録されるものであること。

放射線測定設備の維持は、次に掲げるところによること。

を妨げるおそれのある損傷がない状態とすること。 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出

毎年一回以上定期にその較正を行うこと。正な検出に支障を生ずるおそれのある状態となっていないこと。 放射線測定設備を設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、 放射線量の適

第九条 法第十一条第五項の規定により放射線測定設備の性能について検査を受けようとする者 力規制委員会に提出しなければならない 防災業務計画等命令第五条第一号の届出と併せて、 次に掲げる事項を記載した申請書を原子

- 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏
- 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- 2 ると認めたときは、別記様式第三の放射線測定設備検査済証を交付する。 (放射線量の記録等) 原子力規制委員会は、法第十一条第五項の検査を行い、前条第三号に掲げる基準に適合してい
- 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書又は電磁的方法 衆の閲覧に供する方法により行うものとする。 り記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は出力装置の映像面に表示し、これを公 (電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によ
- 前項の規定による記録の保存期間は、一年間とする。

(防災訓練の実施の結果の報告)

第十一条 法第十三条の二第一項の規定による報告は、別記様式第四の報告書によってしなけ ならない。

(原子力緊急事態の発生を示す事象)

2 令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質 第十二条 令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射 とし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 第五条第一項の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるもの 性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、

第十三条 令第六条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第六条第二項各号の場 合に応じ、それぞれ当該各号の基準に百を乗じて得たものとする。 を、一回の海洋放出中に検出することとする。 水中の放射性物質については当該放射性物質による実効線量が五ミリシーベルトとなる値

2 令第六条第四項第二号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事 象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。

検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検 であって、その状況に鑑み、前項の検出により第一項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が 出されたものとみなす。 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める事象は、 施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 次の表の上欄に掲げる

|のに限り、東京電力株式会社福島第一|操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止 炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要と 原子力発電所原子炉施設のうち、一号したことを確認することができないこと。 沸騰水型軽水炉(実用発電用のも(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止

|制法第四十三条の三の六第一項第四号|(3) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪 の運転等のための施設(当該施設が規非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 の基準に適合しない場合又は原子炉容失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注 く。チにおいて同じ。)に係る原子炉する原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての

器内に照射済燃料集合体が存在しない水が直ちにできないこと。 計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (4) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の

場合を除く。)

|除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を

納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、 その状態が五分間以上継続すること。 その状態が一時間以上継続すること。 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、 原子炉格

却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動 する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷

を検知すること。

装置等による注水ができないこと。 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部

水位を測定できないこと。 まで低下しているおそれがある場合において、 から上方二メートルの水位まで低下すること、又は当該水位 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外 当該貯蔵槽の

び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなく の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及 原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設 は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に 操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又

た場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれが 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失し

ナトリウム冷却型高速炉(規制法(1)

発生すること。 原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が 原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、 に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で (13) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設

|集合体が存在しない場合を除く。) めの施設(原子炉容器内に照射済燃料きないこと。

又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 (7) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量

の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機 能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができな 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器

位を測定できないこと。 で低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の ら上方二メートルの水位まで低下すること、又は当該水位ま 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部

の警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限 操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用 る。)が使用できなくなること。 示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全て 済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外

あること。 た場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれが(11) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失し

発生すること。 原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が 原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、 に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で (12) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設

|第二条第五項に規定する発電用原子炉|入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止する |に限る。) に係る原子炉の運転等のた|ことができないこと、又は停止したことを確認することがで 2

原子炉の非常停止が必要な場合において、

制御棒の挿

能が喪失すること。 (3) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機

計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及 七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間 階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段 つ、その状態が一時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が 上)継続すること。

5 その状態が五分間以上継続すること。 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、

又は原子炉容器内の温度を検知すること。 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量

露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知す (7) 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体

|ら上方二メートルの液位まで低下すること、又は当該液位ま 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部 二条の三の六第一項第四号の基準に適(2)

加圧水型軽水炉

(実用発電用のも(1)

原子炉の非常停止が必要な場合において、

全ての停止 又は停止

済燃料集合体が存在しない場合を除非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備によ |のに限る。) に係る原子炉の運転等の|操作により原子炉を停止することができないこと、 |合しない場合又は原子炉容器内に照射|する原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての |ための施設(当該施設が規制法第四十||したことを確認することができないこと る注水が直ちにできないこと。 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要と

計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 その状態が一時間以上継続すること。 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、

その状態が五分間以上継続すること。

失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪

御室(沸騰水型軽水炉にあって炉施設の異常を表示する全ての場合に原子炉施設の状態を表示する	機能が喪失すること。 一機能が喪失すること。 一はする全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が要な場合において、原子炉を停	- 8
緊急時制御室)が使用できなくなること、又は使用済室(沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外測定できないこと。 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外測定できないこと。 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外測定できないこと。 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外測定できないこと。	(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉をと。 (9) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施と。 子力事業所用辺の住民の避難を開始する必要がある事象子力事業所外へ放出され、又は放射線が異常な水準と。	<u>.</u>
(2) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停いためのもの、実用発電実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及が原子炉に係るものにあっては、規制基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉に係るものにあっては、規制基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉に係るものにあっては、規制基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉に係るものに限る。)であっは研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び無難等のための施設(実用発電実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及が表準に関するものに限る。)であっは研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及が表達によっては、規制基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉に係るを表述といる。 (2) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止を表している。	いこと。	
蔵槽内にのみ照射済(1) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止	(4) 原子炉の運転中に全ての非常用直流平集合体が存在しない場合をきないこと。 (3) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が半能が喪失すること。 能が喪失すること。 (3) 原子炉の運転中において、原子炉を必 能が喪失すること。	除 照 運 く 射 転 。) 済 等
しない施設以外のも利貯蔵槽内に照射済燃料集合体ので照射済燃料集合体に放けるが定めたので、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(電動駆動型高速炉(ハに規(1) 原子炉の入(電動駆動型高速炉(ハに規(1) 原子炉原子力事業所原子力事業所原子力事業所	定 す す す も ト
いものに限る。)であって、使用済ニの六第一項第四号の基準に適合し等のための施設(規制法第四十三条四号炉を除く。)に係る原子炉の運のうち、一号炉、二号炉、三号炉及三社福島第一原子力発電所原子炉施工社福島第一原子力発電所原子炉施工社福島第一原子力発電所原子炉施工社のに限る。)であって、使用済電力保	で低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	

原子炉制御室及び緊急時制御室)に設置されたものに限る。) 影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原 が使用できなくなること **ナ力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発 ナ力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原** 5 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に (施行期日)

1

生すること。

再処理施設

るおそれがあること。 続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生す 条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継 (平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号)第三十五 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

水位まで低下すること。 2 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の

3 セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあるこ

2

その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に

影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原 が発生すること。 **ナ力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象** - 力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原 1

らリまでに掲げるものを除く。) れるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内 射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出さ 運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放

(イ原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の

原子炉の運転等のための施設

退避を開始する必要がある事象が発生すること。

則

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

(平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。 لح

則 (平成二五年九月六日原子力規制委員会規則第一三号)

(罰則に関する経過措置)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年十二月一日から施行する。

第二条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 則 (平成二五年九月一二日原子力規制委員会規則第一四号)

(施行期日)

一条 この規則は、平成二十五年十二月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (平成二五年一二月六日原子力規制委員会規則第一六号)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」と という。)から施行する いう。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」 (施行期日)

附 則 (平成二七年五月一八日原子力規制委員会規則第四号)

第一条 この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成二九年七月七日原子力規制委員会規則第八号) 抄

附

則

子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原 成二十九年七月十日)から施行する。 施行期日

則 (平成二九年八月一日原子力規制委員会規則第一〇号)

(施行期日)

1

この規則は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置) この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号)

附 則 (平成三〇年八月六日原子この規則は、公布の日から施行する。 則 (平成三〇年八月六日原子力規制委員会規則第七号

(施行期日)

罰則に関する経過措置) この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。 附

則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号)

行する。 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施

則 (令和二年二月二一日原子力規制委員会規則第五号

(施行期日)

附

1

この規則は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2

この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号)

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原 から施行する。 ·炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日 (令和二年四月一日)

附 則 (令和二年一一月一二日原子力規制委員会規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一一月一日原子力規制委員会規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号

この規則は、公布の日から施行する。

|別表(第5条関係)

 $\widehat{1}$ 単位 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数 m 3 / s

放出が物射									
<u>、の c 双 貨 性</u>		1	1 1	海 +	2 :	凄 土	3 2	4 3 満未 0 上以 0 清	5 4 港 4 トロの
2 満未 0	-	<u>満未</u> 1 0 1 ×	0 上以 1 2 0 1 ×		<u>0 上以(</u> 4 0 1 >	個木	末 0 上以 0 5 0 1 ×	海末 0 上以 0 宿 1 5 0 1 ×	<u>満末0上以0</u> 1 501×
	5	5 0 1 ×	2 0 1 X 1 2 0 1 X		4 0 1 2		5 0 1 ×	5 0 1 ×	5 0 1 ×
4 3 i未 0 上以 0		2 0 1 ×	2 0 1 ×		4 0 1 >		5 0 1 ×	5 0 1 X	5 0 1 ×
5 4 i未 0 上以 0		2 0 1 X	2 0 1 X		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 X	5 0 1 ×
6 5 i未 0 上以 0		2 0 1 ×	5 2 0 1 ×		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 X	5 0 1 ×
7 6 未 0 上 以 0	5	5 2 0 1 ×	5 2 0 1 X		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 X	5 0 1 ×
8 7 i未 0 上以 0	5	5 2 0 1 ×	5 2 0 1 ×		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 ×	5 0 1 ×
9 8 未 0 上 以 0	5	5 2 0 1 ×	3 0 1 ×		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 X	5 0 1 ×
1 9		3 0 1 ×	3 0 1 X		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 ×	5 0 1 ×
2 1 0 上以 0 0		3 0 1 ×	3 0 1 X		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 ×	5 0 1 ×
3 2 0 上以 0 0	5	5 3 0 1 ×	5 3 0 1 ×		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 X	5 0 1 ×
4 3		4 0 1 ×	1 4 0 1 ×		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 ×	5 0 1 ×
5 4 0 上以 0 0		4 0 1 ×	1 4 0 1 ×		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 ×	5 0 1 ×
6 5		1 4 0 1 ×	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		4 0 1		5 0 1 ×	5 0 1 X	5 5 0 1 X
7 6 6 満未以 4 以	7 6	7 1 4 6 満来	8 1 満まり土	; 8 上以 C	9 t 満 未 10 >	9 以 0	満未(0 10 1	* 0 a d 以》	1 15
8 7 0 上 以 日 首	5 5	1 1 1 4 8 1 ×	4 0 1 ⁶ ×0	1 1	4 0 16	1 1 ×	5 0 1 ⁶ ×0	5 6 10 1	6 10 01 1 5 6 10 01 1×
9 8 0 上 点 0 4	5 5 5	1 5 4 8 1 ×	5 4 0 1 ⁶ ×0	1 1	4 0 16	1 1 ×	5 0 1 ⁶ ×0	5 06 10 1	6 D OL 1×
1 9 0 4	5 5 3 4 8 8	1 5 4 8 1 ×	4 0 1 ⁶ × 0	1 1	4 0 16	1 1 ×	5 0 1 ⁶ ×0	5 06 10 1	6 \$0 al 1××
上以 6 0 4	5 5 0 1 ×	1 5 1 8 1 ×	4 0 1 ⁶ ×0	1 1	4 0 16	1 1 ×	5 0 1 ⁶ X	5 0 ⁶ 10 xl	1 5 6 \$0 01 1××
5 0 1	5 5 0 1 ×	1 1 ×	6 0	1 0 1 ×	6	1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 X
5 0 1	5 5 0 1 ×	1 1 ×	6 0	1 0 1 ×	6	1 1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 ×
5 0 1	5 5 0 1 ×	1 1 ×	6 0	1 0 1 ×	6	1 1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 X
5 0 1	5 0 1 ×	1 1 ×	6 0	0 1 >	6	1 1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 ×
5 0 1	5 0 1 ×	1 1 ×	6 0	1 0 1 ×	6	1 1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 ×
	5 0 1 ×	1 1 ×	6 0	1 0 1 ×	6	1 1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 ×
	5 0 1 ×	1 1 ×	6 0) 1 ×	6	1 1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 ×
	5 5 0 1 ×	1 1 ×	6 ()	1 >	6	1 1 ×		6 0 1	6 0 1 ×
5 0 1	6 0 1 ×	1 1 ×	6 0	1 0 1 ×	6	1 1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 ×
5 0 1	6 0 1 X	1 1 ×	6 0	1	6	1 1 ×	6 0	6 0 1	6 0 1 X

放 高ら表の地れ出が物射	単位 [m ³] 単位 [m ³]					
さのか地点るさ放質性	m 射 °さは、					
排気 筒等 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	測定に	上以 0 5	満 未 0 5	上以 0 4 満 月	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	満未03上以02満未
2 満未0 放	1 9 0	6 0 1 X		6 0 1 ×	6 0 1 ×	6 0 1 ×
3 2 射 <u>満未0上以0</u> 性	管理建す	6 0 1 X		6 0 1 ×	6 0 1 \times	6 O 1 ×
物質 満未0上以0	べき 地空 形	6 0 1 ×		6 0 1 X	6 0 1 ×	6 0 1 ×
1	三気中の影響	6 0 1 ×		6 0 1 ×	6 0 1 ×	6 O 1 ×
行 6 5 っ 満未0上以0 c	管理すべき空気中の放射性物質に関する係数や建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放	6 0 1 ×		6 0 1 X	6 0 1 ×	6 O 1 ×
7 6 満未 0 上以 0 場	性物質にた	6 0 1 ×		6 0 1 X	6 0 1 ×	6 O 1 ×
8 7 か	に関かれ	6 0 1 ×		6 0 1 ×	6 0 1 ×	6 0 1 ×
9 8 地 満未 0 上 以 0 境	る係数	6 0 1 ×		6 0 1 ×	6 0 1 ×	6 0 1 ×
- 開水 0 工 5 0 現現 - 現界まで 1 9 までで 満未 0 0 上 以 0	出源 高	6 0 1 X		6 0 1 ×	6 0 1 ×	6 0 1 ×
個 木 0 0 工 以 0 で の の	さ を 用	1		1	1	1
3 2 離	1 1	6 0 1 ×		6 0 1 ×	6 0 1 ×	6 0 1 ×
満末00上以00 (m)	ることが	6 0 1 × 1		6 0 1 ×	6 0 1 × 1	6 0 1 ×
満未00上以00		6 0 1 ×		6 0 1 ×	6 0 1 ×	6 0 1 ×
満未00上以00 6 5		6 0 1 × 1		6 0 1 X	6 0 1 ×	6 0 1 × 1 m 注
満未00上以00 67665	5	6 0 1 X	4 3	6 0 1 X	6 0 1 X	<u> </u>
					3 11 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	5 1 5
0 1 淘 未 × 0 2 以 Ø d ×			9 0 1 ×	6 0 9 0 1 X		6 0 1 ₆ % 5 Q 1 ×
D 1 淘 未 Ø O P 以 O d ×			_	6 0 9 0 1 ×		1 . 5
0 満東は 1 1 2 以 0 2 ×	0 1 0	1 5 16 × 1 ×		_		7 0 16 % 6 Q 1 ×
	0 1 0	16 × 5 16 × 1 ×	9 0 1 ×	6 0 9 0 1 ×	% % ½ ×	7 0 16 % 6 Q 1 ×
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 X	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	$\begin{smallmatrix}&&&1\\8&0&1&\times\end{smallmatrix}&\begin{smallmatrix}8&0&1&\times\end{smallmatrix}$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 1 ×	5 9 0 1 ×	9 0 1 ×	9 0 1 ×	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0 1 0	1 1 × 0	1 1 0 1 ×	9 0 1 ×		$\begin{smallmatrix}&&&5\\8&0&1&\times\end{smallmatrix}$
	1			5 9 0 1 X	1	5 5 5 8 0 1 X

	I				
満未03上以02	満未02上以01	1 1 満未01上以00%	1 9 満未00上以0		8 7 7 満未 0 上以 0 満未 0
0 1 0 1 ×	0 1 0 1 ×	0 1 0 1 X	0 1 0 1 >	$\begin{bmatrix} & & & 1 \\ 0 & 1 & 0 & 1 & \times \end{bmatrix}$	0 1 0 1 ×
0 1 0 1 ×	0 1 0 1 ×	0 1 0 1 X	0 1 0 1	$\begin{bmatrix} 0 & 1 & 0 & 1 & 1 \\ 0 & 1 & 0 & 1 & 1 & 1 \end{bmatrix}$	0 1 0 1 ×
0 1 0 1 X	0 1 0 1 X	0 1 0 1 ×	0 1 0 1 >	$\begin{bmatrix} 1 & & & & 1 \\ 0 & 1 & 0 & 1 & X \end{bmatrix}$	0 1 0 1 X
0 1 0 1 X	5	5	0 1 0 1 >	1	0 1 0 1 ×
0 1 0 1 X	5	0 1 0 1 X	0 1 0 1 >	5 1	0 1 0 1 ×
0 1 0 1 X	5	0 1 0 1 X	0 1 0 1 >	5 1	0 1 0 1 ×
0 1 0 1 ×	5	5	0 1 0 1 >	5 1	0 1 0 1 ×
0 1 0 1 X	5	5	0 1 0 1 >	5 1	0 1 0 1 X
0 1 0 1 ×	5	5	0 1 0 1 >	5 1	0 1 0 1 X
0 1 0 1 ×	5	5	0 1 0 1 >	5 1	0 1 0 1 X
0 1 0 1 X	5	5	0 1 0 1 >	5 1	0 1 0 1 ×
0 1 0 1 X	5	5 0 1 0 1 ×	0 1 0 1 >	5 1	0 1 0 1 X
0 1 0 1 X	5	-5 H	`	1	0 1 0 1 X
0 1 0 1 X	5	る高		5	0 1 0 1 X
1 1 0 1 X	5	5 pt	1 -	. 1 -	1 1 1 1 4 満未 0 4 上 以 0 3
1 1 0 1 X	5		1 5		1
1 1 0 1 X	5	l &			1
1 1 0 1 X	1 1 0 1 X	5 0 1 0 1 × 影	` ₁ ₅		$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
1 1 0 1 X	1	が が 1 1 1 0 1 ×製	1 5	5 5	1
017	017	等を考		1 1 0 1	1 5
		慮 し		1 1 0 1	1 5 0 1 0 1 ×
		た 見 か		1 1 0 1	1 5
		け の 放	1 1 0 1 ×	1 1 0 1	1 5
		出 源 高	1 1 0 1 ×	1 1 0 1	1 5
		さ を 用	. 1	1 1 0 1	1 5
		い る こ と	1	1 1 0 1	1 5
		と が 			1 5 × 0 1 0 1 ×
			1 1 0 1 ×	1 1 0 1	1 5
			1 1 0 1 X		1 5 X 0 1 0 1 X

別記様式第1(第2条関係)(今元原子規2・今元原子規3・一部改正) 原子力防災要員現況届出書

W 1 2/10/2		· Subulian				
				年	月	H
原子力規制委員会、都道府県知事			殿			
		届出者				
		住所 氏名				
			去人にあ-	ナルエ	小分子	١.
			及び代表)
原子力防災組織の原子力防災要員 置法第8条第4項の規定に基づき届	の現け出	況につ! ほす。	ハて、原	予力災害	対策特	別措
- 原子力事業所の名称及び場	所					
業務の種	別	防災要	員の職制	その他	の防災	要員
情報の整理、関係者との連絡調	整					名
原子力災害合同対策協議会における 報の交換等	情					名
広	報					名
放射線量の測定その他の状況の把	握					名
原子力災害の発生又は拡大の防	ıĿ					名
施設設備の整備・点検、応急の復	旧					名
放射性物質による汚染の除	去					名
医療に関する措	置					名
原子力災害に関する資機材の調達及 輸送	U.					名
原子力事業所内の警備	等					名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 (第 3 条関係)(今元原子規 2 ・今元原子規 3 ・一部改正) 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書

							年	月	H
Ŋ	(子力規制	委員	会、都道	有県 タ	(1事、市町)	村長 殿			
					届	出者			
						主所			
						毛名			
						(法人に 及び代	あってはそ 表者の氏名	の名称)
災暑	原子力防災 事対策特別	管理: 措置:	者(副原 法第9条)	子力图第5日	方災管理者 頁の規定に	・を選任・ 基づき届け	解任したの 出ます。	で、原	子力
_									
原	子力事業院	听の名	称及び場	肵					
原	子力事業) 区	所の名	称及び場 分	斯	選	任	解	任	
原		所の名		斯 名	選	任	解	任	
原正	氏			名	選	任	解	任	
	区 氏 選任・		分任年月	名	選	任	解	任	
	区 氏 選任・	解	分任年月	名日	選	任	解	任	
	区 氏 選任・ 職務	解上	分任年月	名日位名	選	任	解	任	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 複数の顧販子力助災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて機 を追加するものとする。

別記様式第3(第9条関係)(今元要子損3・一部改正) 放射線測定設備検査済証

					番		뭉
					年	月	H
				J	原子力規制:	委員会	印
下記の数	女射線測量	設備	は、原う	子力災害対策特別措置 うる。	法第11条第	5 項の#	規定
に盛じく	東軍を支い	1750	C 25 820	ンで。 記			
				BL BL			
設置者	住所及	支び	氏 名				
放射線 測定設備	種類及び	於設置	の場所				
検 査	年	月	日		年	月	日
備			考				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 4 (第11条関係)(今元原子規 2・今元原子規 3・一部改正) 防災網練実施結果報告書

								年	:	月	
原子力規(制委員会	殿									
				4	吸告す	当					
					住用						
					氏名	_					
					_			っては 者の氏		り名称)
防災訓練 1項の規定	の実施の	結果にて 報告しま	いて、	原子	力災を	与対策	转别	措置法	第1	3条の	2
mer											
原子力事	業所	の名	际 及	び 場	所						
	1 練	の名 海 実 施		び 場 月	所日			年	:	月	_
	川練	実 施	年	月	В			年	:	月	
防災電	川練	実 施 定した原	年 (子力)(月	В			年	:	月	
防災 証 防災訓練の	川 練ために想	実 施 定した原 練 (年 (子力)(月	日			年	:	月	
防災 防災訓練の 防災	川 練 ために想 訓 訓	実 施 定した原 練 ((子力) の	月 (害の相 項 内	日 既要 目			年		月	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。